

消費者向け共通条件

株式会社ビジョン(以下「当社」といいます。)は、当社が提供する各種サービスを個人のお客様に提供するにあたり、消費者保護、書面交付、電子交付、初期契約解除、責任制限及び個人情報取扱いに関する共通条件として、以下のとおり消費者向け共通条件(以下「本共通条件」といいます。)を定めます。

第1条 (適用)

1. 本共通条件は、お客様が、個人として、自己又は家族その他これに準ずる者の生活のために、事業として又は事業のために利用する場合以外に、当社のサービスを利用する場合に適用されます。
2. 本共通条件は、当社が提供するビジョン光、ビジョン光電話、Wi-Fi ルーターレンタルサービス、出張修理オプションサービスその他これらに付随又は関連するサービス(以下、総称して「対象サービス」といいます。)に関する各契約約款、利用規約、重要事項説明書、契約書面、料金表、申込書、Web 申込画面その他当社が別途定める諸条件(以下、総称して「個別規約等」といいます。)とあわせて適用されます。
3. 本共通条件と個別規約等の内容が抵触する場合には、本共通条件が優先して適用されます。ただし、個別規約等において本共通条件よりもお客様に有利な定め又は個別の契約内容を具体化する定めがある場合には、当該定めが優先して適用されます。
4. お客様が法人その他の団体として、その営業又は事業のために対象サービスを利用する場合、又は個人であっても専ら事業として若しくは事業のために対象サービスを利用する場合には、本共通条件は適用されません。

第2条 (個別規約等との関係)

1. 対象サービスの具体的な内容、料金、工事費、提供条件、利用条件、解約条件、オプションサービス、レンタル機器、技術的制約、注意事項その他サービス固有の事項は、個別規約等に定めます。
2. お客様は、対象サービスを申し込むにあたり、本共通条件のほか、申込みを行う対象サービスに適用される個別規約等を確認するものとします。
3. 当社は、対象サービスに関する契約の内容として適用される個別規約等を、当社所定の方法によりお客様に示します。

第3条 (契約前の説明及び重要事項説明)

1. 当社は、お客様が対象サービスの申込みを行う前に、法令に従い、対象サービスの提供条件の概要について説明します。
2. 前項の説明には、対象サービスの内容、料金その他の費用、契約期間、解約条件、初期

契約解除制度、オプションサービス、レンタル機器、問合せ窓口その他法令上説明を要する事項を含みます。

3. 当社は、前二項の説明にあたり、法令に従い、当社所定の重要事項説明書その他の説明書面を用いて説明します。ただし、法令上認められる場合であって、お客様が承諾したときは、電磁的方法その他法令上認められる方法により説明することがあります。
4. お客様が電話勧誘により対象サービスに関する契約を締結しようとする場合、当社又は当社の委託先は、法令に従い、説明書面を用いて対象サービスの提供条件を説明します。
5. 当社は、お客様の知識、経験、契約締結の目的その他の事情に照らし、お客様に理解されるために必要な方法及び程度により、提供条件の説明を行うよう努めます。

第4条 （契約書面の交付）

1. 当社は、対象サービスに関する契約が成立した場合、法令に従い、お客様に対し、契約内容を明らかにした書面(以下「契約書面」といいます。)を遅滞なく交付します。
2. 契約書面には、対象サービスの名称、契約内容、料金その他の費用、契約期間、解約条件、初期契約解除制度、オプションサービス、レンタル機器その他法令上記載を要する事項を記載します。
3. お客様は、契約書面を受領した場合、その内容を確認し、契約内容に疑義があるときは、速やかに当社所定の窓口に関連するものとします。

第5条 （電子交付等）

1. 当社は、重要事項説明書、契約書面その他法令上交付又は提供が求められる書面を電磁的方法により提供する場合には、対象となる書面の種類、提供方法、保存方法及び閲覧可能期間を示したうえで、法令に従い、あらかじめお客様から明示的な承諾を取得します。
2. お客様は、前項の承諾を行う前に、電磁的方法により提供される書面を閲覧し、保存できる環境を有していることを確認するものとします。
3. お客様は、電磁的方法による提供を承諾した場合であっても、当社所定の窓口に出ることにより、紙媒体での交付又は再交付を求めることができます。ただし、法令上又は対象書面の性質上、紙媒体による交付又は再交付ができない場合はこの限りではありません。

第6条 （契約の成立）

1. 対象サービスに関する契約は、お客様が当社所定の方法により申込みを行い、当社がこれを承諾した時点で成立します。
2. 当社は、対象サービスの提供に必要な工事、切替、事業者変更、本人確認、信用確認そ

の他の手続が完了しない場合、対象サービスの提供が技術上又は業務上客観的に困難である場合、又は個別規約等に定める申込不承諾事由に該当する場合には、申込みを承諾しないことがあります。

3. 前項の事由が契約成立後に判明した場合、当社は、お客様にその理由を通知したうえで、対象サービスに関する契約を解除し、又は対象サービスの提供を終了することがあります。ただし、当社は、既に受領した料金がある場合には、提供済みのサービス、実施済みの工事その他お客様が負担すべき費用を控除した残額を返還します。
4. 未成年者その他法令又は家庭裁判所の審判により対象サービスの申込みについて同意、代理、追認その他の手続を要するお客様が対象サービスを申し込む場合、お客様は、法令又は当該審判の内容に従い、必要な手続を行うものとします。当社は、必要に応じて、当該手続が行われたことを確認するための書類その他当社所定の資料の提出を求めることがあります。

第7条 （料金及び費用の明示）

1. お客様は、対象サービスの利用にあたり、契約書面、重要事項説明書、料金表又は個別規約等に定める料金その他の費用を支払うものとします。
2. 当社は、お客様が対象サービスの申込みを行う前に、法令に従い、対象サービスに関する料金その他の費用の概要を説明します。
3. 当社は、対象サービスの利用開始前又は契約成立後に交付する契約書面において、お客様に適用される料金その他の費用を明らかにします。
4. 工事費、契約締結費用、オプション料金、レンタル機器に関する費用、解約時に生じる費用その他お客様が負担する費用がある場合、その金額又は算定方法は、重要事項説明書、契約書面、料金表又は個別規約等に定めます。

第8条 （初期契約解除）

1. 対象サービスのうち、電気通信事業法その他の法令に基づき初期契約解除制度の対象となるサービスについて、お客様は、契約書面を受領した日を初日として 8 日を経過するまでの間に、解除の意思を記載した書面を発することにより、契約を解除することができます。
2. 前項の解除は、お客様が解除の意思を記載した書面を発した時に、その効力を生じます。
3. 初期契約解除があった場合、当社は、お客様に対し、違約金、契約解除料又は損害賠償を請求しません。ただし、当社は、解除までに提供されたサービスの利用料、契約締結費用、実施済みの工事費その他法令上請求が認められる費用であって、契約書面に記載されたものを請求することがあります。
4. 当社は、初期契約解除の対象となるサービス、解除の申出に必要な事項、書面の送付

先、費用負担、オプションサービス及びレンタル機器の取扱いについて、契約書面、重要事項説明書又は初期契約解除に関する案内に記載します。

5. 初期契約解除制度の対象外となるサービス又は契約がある場合、当社は、重要事項説明書又は契約書面においてその旨を明示します。
6. 当社又は当社の委託先が初期契約解除制度について不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、初期契約解除期間内に解除を行わなかった場合の取扱いは、法令に定めるところによります。

第9条（解約及び解約時の費用）

1. お客様は、当社所定の窓口又は当社が案内する方法により、対象サービスの解約を申し出ることができます。当社は、お客様が遅滞なく解約の申出を行うことができるよう、申込方法、利用状況その他の事情を踏まえ、合理的な解約受付方法を設けます。
2. 解約日、解約月の料金、解約時に生じる費用、工事費残額、オプションサービス、レンタル機器、事業者変更その他解約に関する条件は、重要事項説明書、契約書面又は個別規約等に定めるところによります。
3. 当社は、法令に従い、お客様が遅滞なく解約できるよう必要な措置を講じます。
4. お客様が複数の対象サービスを利用している場合、当社は、お客様からの解約申出に際し、解約を希望するサービス及び継続を希望するサービスを確認するよう努めます。
5. 解約に伴いお客様が負担する費用は、法令に従い、重要事項説明書、契約書面、料金表又は個別規約等において、その金額又は算定方法をあらかじめ明示したものに限りします。

第10条（レンタル機器等に関する費用の明示）

1. お客様が当社からレンタル機器その他の貸与物品の提供を受ける場合、その種類、料金、引渡方法、返却方法、返却期限、送料、未返却時又は毀損時の費用その他の条件は、重要事項説明書、契約書面、料金表又は個別規約等に定めます。
2. 当社は、お客様が対象サービスの申込みを行う前に、法令に従い、レンタル機器等の返却に要する費用、返却されなかった場合又は毀損した場合にお客様が負担する費用その他重要な条件を説明します。
3. お客様がレンタル機器等を返却しない場合、又は返却されたレンタル機器等に滅失、毀損、故障、部品不足その他お客様の責めに帰すべき事由による損害がある場合、当社は、法令及び契約書面に従い、あらかじめ明示した金額又は算定方法により、合理的な費用を請求することがあります。

第11条（約款及び本共通条件の変更）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、民法第 548 条の 4 の定めに従い、本

共通条件又は個別規約等を変更することがあります。

(1) 本共通条件又は個別規約等の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき。

(2) 本共通条件又は個別規約等の変更が、対象サービスに関する契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 当社は、前項に基づき本共通条件又は個別規約等を変更する場合、変更後の本共通条件又は個別規約等の内容及びその効力発生時期を定め、当該効力発生時期までに、当社 Web サイトへの掲載その他適切な方法によりお客様に周知します。
3. 前項の周知は、変更内容に応じて合理的な期間を設けて行うものとします。特に、お客様の料金、契約期間、解約条件、利用条件その他お客様に重要な影響を及ぼす事項を変更する場合、当社は、当社 Web サイトへの掲載に加え、電子メール、書面、SMS その他当社が適切と判断する方法により、お客様に通知し、又はお客様が容易に認識できる方法で周知するよう努めます。
4. 第 1 項各号に該当しない変更又は法令上お客様の同意を要する変更については、当社は、当該変更についてお客様の同意を取得します。
5. 本共通条件又は個別規約等の変更後にお客様が対象サービスを利用した場合であっても、当該変更について民法第 548 条の 4 その他法令上必要な要件を満たしていないときは、当該変更はお客様に適用されません。

第12条（個人情報及び通信の秘密）

1. 当社は、対象サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を、電気通信事業法その他の法令に従い保護します。
2. 当社は、お客様の個人情報その他対象サービスの提供に必要な情報を、当社のプライバシーポリシーその他当社が別途定める方針に従い取り扱います。
3. 当社は、対象サービスの申込処理、契約変更、工事、料金請求、問合せ対応、解約、事業者変更、番号ポータビリティその他対象サービスの提供に必要な範囲で、NTT 東日本、NTT 西日本、変更元事業者、変更先事業者、請求事業者、工事業者、委託先その他必要な第三者との間で、お客様に関する情報を連携することがあります。
4. 前項の情報連携の詳細は、重要事項説明書、契約書面、プライバシーポリシーその他当社所定の方法によりお客様に示します。
5. 当社が、お客様の端末又はブラウザから外部に送信される情報を取得し、又は第三者に送信する場合であって、法令上表示、通知、公表又は同意取得が必要となるときは、当社は、法令に従い必要な対応を行います。

第13条（損害賠償及び責任の制限）

1. 当社が対象サービスに関してお客様に損害賠償責任を負う場合であって、当該損害が

当社の重大な過失を除く過失により生じたものであるときは、当社が賠償する損害は、現実に発生した通常かつ直接の損害に限られ、その金額は、当該対象サービスについてお客様が当社に支払った直近 1 か月分の利用料金相当額を上限とします。ただし、個別規約等にこれを上回る金額又は範囲の賠償を認める定めがある場合は、当該定めによります。

2. 前項及び個別規約等における当社の責任を免除又は制限する定めは、当社の故意又は重大な過失によりお客様に損害が生じた場合には適用されません。
3. 当社は、対象サービスについて、通信速度、通信品質、常時接続性、完全性、正確性、有用性又はお客様の特定の利用目的への適合性を保証するものではありません。ただし、本項は、当社の故意又は重大な過失によりお客様に損害が生じた場合の責任を免除又は制限するものではありません。

第14条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は、対象サービスの申込み時及び利用期間中、自らが反社会的勢力に該当しないこと、反社会的勢力に対して資金等の提供又は便宜の供与を行っていないこと、反社会的勢力を利用していないことを表明し、保証するものとします。
2. お客様が前項に違反した場合、当社は、何らの催告を要することなく、対象サービスに関する契約の全部又は一部を解除することができます。

第15条（問合せ及び苦情処理）

1. 対象サービスに関する問合せ、苦情、解約、初期契約解除、契約内容の確認その他の連絡先は、重要事項説明書、契約書面又は当社 Web サイトに定めます。
2. 当社は、お客様からの問合せ及び苦情について、法令に従い、適切かつ迅速に処理するよう努めます。

第16条（準拠法及び合意管轄）

1. 本共通条件は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。
2. 本共通条件又は対象サービスに関してお客様と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、法令に定める裁判所のほか、訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。